

～令和2年度利用者負担額表～

◇3号認定（保育認定・3歳未満）

（1）二人親世帯

児童の世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
		3歳未満	
階層区分	区分（税額）	標準時間 （11時間）	短時間 （8時間）
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	15,600	15,400
第4A階層	市町村民税所得割課税額 57,700円未満	24,000	23,700
第4B階層	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	24,000	23,700
第4C階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	24,000	23,700
第5階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	26,700	26,300
第6階層	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	36,600 (18,300)	36,100 (18,050)
第7階層	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	48,000 (24,000)	47,300 (23,650)
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	48,000 (24,000)	47,300 (23,650)

<多子軽減>

①第1階層から第5階層で、同一世帯に2人以上の子どもがいる場合は、次のとおりです。

- （1）最も年齢の高い子どもは記載の金額
- （2）年齢の高い子どもから数えて2人目以降の子どもは無料

②第6階層から第8階層で、就学前の範囲において、同一世帯から2人以上の子どもが保育所等を利用する場合は、次のとおりです。

- （1）最も年齢の高い子どもは上段の金額
- （2）年齢の高い子どもから数えて2人目の子どもは（ ）内の金額
- （3）年齢の高い子どもから数えて3人目以降の子どもは無料

(2) ひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯

児童の世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
		3歳未満	
階層区分	区分(税額)	標準時間 (11時間)	短時間 (8時間)
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	7,200	7,200
第4A階層	市町村民税所得割課税額 57,700円未満	7,200	7,200
第4B階層	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	7,200	7,200
第4C階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	24,000	23,700
第5階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	26,700	26,300
第6階層	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	36,600 (18,300)	36,100 (18,050)
第7階層	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	48,000 (24,000)	47,300 (23,650)
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	48,000 (24,000)	47,300 (23,650)

<多子軽減>

①第1階層から第5階層で、同一世帯に2人以上の子どもがいる場合は、次のとおりです。

- (1) 最も年齢の高い子どもは記載の金額
- (2) 年齢の高い子どもから数えて2人目以降の子どもは無料

②第6階層から第8階層で、就学前の範囲において、同一世帯から2人以上の子どもが保育所等を利用する場合は、次のとおりです。

- (1) 最も年齢の高い子どもは上段の金額
- (2) 年齢の高い子どもから数えて2人目の子どもは()内の金額
- (3) 年齢の高い子どもから数えて3人目以降の子どもは無料